

## 第七次土岐市総合計画策定支援業務委託仕様書

### 1 業務名

第七次土岐市総合計画策定支援業務委託

### 2 履行場所及び履行期間

- (1) 履行場所 土岐市土岐津町土岐口2101番地 土岐市役所ほか
- (2) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

### 3 目的

本業務は、第六次土岐市総合計画の計画期間が令和7年度で終了するにあたり、社会経済情勢や土岐市を取り巻く課題、市民ニーズ等を踏まえた新たなまちづくりの指針として、第七次土岐市総合計画（以下「次期総合計画」という。）を策定するため、総合計画の策定に関し高い専門性や豊富な経験等を有する事業者へ策定支援を委託して、策定を円滑に遂行することを目的とする。

### 4 策定の視点

次期総合計画は次の視点を踏まえたものとする。

- (1) SDGsやDX、国土強靱化等の時代の潮流、土岐市の現状や課題に対応した総合計画であること。
- (2) 市民の意見を反映し、幸福感を高めるまちづくりの指針となる基本構想であること。
- (3) 行政運営の指針となり、実効性を備えた実施計画であること。

### 5 構成・計画期間

次期総合計画は、基本構想と実施計画で構成する。計画期間は、基本構想10年、実施計画3年とする。

### 6 業務内容

下記(1)～(6)に留意して業務を行う。

- (1) 本仕様書は、策定にあたり必要と考えられる事項を示したものであり、受託者からの提案を踏まえて調整する場合がある。
- (2) 次期総合計画の策定を通じ、随時、土岐市と協議を行い、調査や助言等を行う。
- (3) 土岐市の個別計画との整合を図る。
- (4) 次期総合計画は、地方版総合戦略としての内容を備え、総合計画と総合戦略を一つのものとして策定する。なお、国及び県の総合戦略を勘案して定めるよう留意する。
- (5) 土岐市地域課題解決のためのAI活用事業（AIシミュレーションの活用）報告書

- を勘案して策定する。
- (6) 各種資料の内容や作成期限、各会議の開催日等の詳細スケジュールについては、別途指定等する。

## I) 令和6年度実施業務

- (1) 策定方針の作成支援
- ・5年以内に総合計画を策定した他の地方自治体の動向調査及び傾向分析を行い、次期総合計画のあり方、策定の視点、策定及び運用段階における市民参画の方策等を提案する。
  - ・次期総合計画の策定方針を立案する。
- (2) 基礎調査の実施等
- ① 総合計画・地方版総合戦略共通
- 時代の潮流や土岐市の基礎的データの整理と将来動向の分析、類似する自治体と比較した土岐市の強み・弱みの抽出、市政に関する国・県・他自治体等の動向の整理等を行う。
- ② 総合計画関係
- 第六次総合計画の評価手法を提案する。評価を総括し次期総合計画に向けた課題を整理する。
- ③ 地方版総合戦略関係
- 土岐市の人口の現状と将来展望を示す人口ビジョンを作成する。
- (3) 市民等の意識やニーズの把握
- 市民等のニーズ把握等を実施し、市民意向を次期総合計画に反映するための基礎データを作成する。
- ① LWC指標（一般社団法人スマートシティ・インスティテュート）に基づく市民アンケートの実施、集計・分析、調査結果報告書の作成
- ② 市民、団体、企業等のニーズ把握のためのアンケート・ヒアリング等の手法提案、実施、分析
- ※分析は土岐市が提供する令和5年度市民意識調査結果を含めて行うこと。令和6年度市民意識調査は土岐市において実施する。実施内容及び調査項目について提案を行うこと。また、調査結果は実施計画作成時の参考とすること。
- (4) 基本構想の作成支援
- ・基本構想は、将来都市像、基本理念、基本指標、土地利用構想、基本目標、基本目標の取組みの方向性を含む内容とする。
  - ・(1)～(3)の分析結果等を踏まえ、基本構想の構成・枠組みを構築した上で、素案を作成する。
  - ・「4 策定の視点」を踏まえた支援ができる大学教授等有識者の推薦について提案す

ること。また、推薦した有識者の報酬、費用弁償等を委託費に含め、直接支弁すること。

- ・基本構想の素案について総合計画審議会等の意見を集約・調整した上で原案を作成する。

#### (5) 実施計画の作成支援

- ・実施計画は、施策大綱、施策毎の取組みの方向性、施策毎の主な取組み、評価指標を含む内容とする。
- ・(1)～(3)の分析結果等及び基本構想を踏まえ、実施計画の構成・枠組みを構築した上で、素案を作成する。なお、次の事項を踏まえた素案とする。

① 計画の進捗管理を行うための施策毎の評価指標の設定

② 予算編成との連動性を高めるための施策と予算事業の紐づけ

③ 施策等の地方版総合戦略における位置づけの明示

④ 行政評価の仕組みの構築・運用方法の明示

・①の評価指標について、他自治体の評価指標等を参考に土岐市の施策にふさわしい評価指標案を提案する。

- ・④の行政評価の仕組みの構築・運用方法について助言や情報提供を行う。

#### (6) 総合計画審議会の運営支援

- ・会議に出席し、会議運営に係る提案、説明用資料の作成、会議録の作成等を行う。
- ・開催は4回を想定している。進捗に応じて変更する場合がある。

#### (7) 成果品

成果品として次の出力原稿及びデータを土岐市へ提出する。データは、電子記録媒体に保存して提出する。

① 基礎調査等報告書

② 人口ビジョン

③ 市民等の意識やニーズの把握に関する調査報告書

④ 地域別懇談会、総合計画審議会会議録

⑤ 基本構想原案

## Ⅱ) 令和7年度実施業務

### (1) 実施計画の作成支援

・実施計画の素案について総合計画審議会等の意見を集約・調整した上で原案を作成する。次の事項について引き続き提案等を行う。

・計画の進捗管理を行うための施策毎の評価指標について、他自治体の評価指標等を参考に土岐市の施策にふさわしい評価指標案を提案する。

- ・行政評価の仕組みの構築・運用方法について助言や情報提供を行う。

### (2) 総合計画審議会の運営支援

- ・会議に出席し、会議運営に係る提案、説明用資料の作成、会議録の作成等を行う。
- ・開催は4回を想定している。進捗に応じて変更する場合がある。

### (3) 総合計画本編、概要版の原稿作成

次期総合計画の本編、市民への周知等に使用する概要版、子どもを対象とした概要版について、デザイン及び編集を行い、印刷原稿を作成する。構成の工夫や写真、図表、地図、イラスト等をレイアウトするなど分かりやすいデザインとする。

- ・本編 フルカラー、A4サイズ300ページ程度
- ・概要版 フルカラー、A4サイズ8ページ程度
- ・概要版（子ども版ワークブック） フルカラー、A4サイズ12ページ程度

### (4) 成果品

成果品として次の出力原稿及びデータを土岐市へ提出する。データは、電子記録媒体に保存して提出する。

- ① 実施計画原案
- ② 本編
- ③ 概要版
- ④ 概要版（子ども版）

## 7 業務計画書、連絡体制表の提出

- ・本業務委託契約の締結後、速やかに土岐市と打合せを行い、業務フロー、業務スケジュールを記載した業務計画書を提出し、土岐市の承認を得る。
- ・管理責任者、主任者等を記載した連絡体制表を提出する。

## 8 契約代金の支払

- ・契約代金は、完了払いとし、会計年度毎に一括で支払う。
- ・受託者は、各会計年度の業務終了後に、業務完了報告書を土岐市へ提出する。
- ・土岐市は、業務完了報告書を受領し、検査を完了した後、委託料を支払う。

## 9 その他

### (1) 法令等の遵守

受託者は、業務を行うにあたり、関連法令等を遵守する。

### (2) 協議等

本業務の詳細については、市長公室政策推進課の担当職員と十分に協議し、その指示に従う。

### (3) 履行体制

受託者は、業務を履行できる十分な体制を整えるとともに、本仕様書のほか、土岐市との協議に基づき誠実に業務を履行する。また、受託者は、選任された者が業務を履行す

る適正がないと土岐市が判断した場合には、改めて業務を担当する者を選定する。

(4) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、委託業務を一括して第三者に委託することができない。ただし、土岐市と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(5) 個人情報の取扱い

受託者は、委託業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合には個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守する。

(6) 情報の保持

受託者は、委託業務の処理上知り得た情報を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。業務完了後も同様とする。

(7) 知的財産権の取扱い

受託者は、委託業務の実施のために必要となる受託者が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用にあたり支障のないよう書面により確認しなければならない。書面による確認がない場合に、以後何らかの問題が発生した場合は、事業者の責任により対処する。

(8) 成果品等の帰属

委託業務により作成された成果品及びその過程のデータの所有権は、土岐市に帰属するものとする。受託者は、土岐市の承諾なく成果品及びその過程のデータを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(9) その他

本仕様書に明示なき事項は、土岐市と協議のうえ、業務を進めるものとする。